

第2次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)

京都信用保証協会は、厳しい経営環境が続く京都の中小企業者にとっての「最後の砦」として、その社会的使命を認識し、中小企業者の事業維持・存続を最優先にした取組みの強化を図るとともに、顧客サービスの向上に努めるため、平成21年度から23年度までの3ヵ年間ににおける業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取組んで参ります。

1. 中小企業者の事業維持・存続を最優先にした取組みの強化

① 経営支援体制の充実・強化

- ・ 企業の経営実態を把握し、中小企業者の事業維持・存続を最優先にした取組みを強化します。
- ・ 与信後のフォローアップも中小企業者の事業維持・存続に不可欠と位置づけた上で、積極的に取組みます。
- ・ 関係機関との堅固な連携を維持し、中小企業者に対する経営支援を充実します。
- ・ 府内全域の中小企業者に対する経営支援推進のため、支所における経営支援体制を充実・強化します。
- ・ 条件変更等により中小企業者の維持・存続に向けた取組みを行うとともに、法的措置等で事業維持ができなくなった場合などには、適時適切な代位弁済を実行します。

② 経営支援・再生支援の充実・強化

- ・ 相談業務を中小企業者への主要な付加サービスと位置づけ、出張相談を継続的に行うとともに、本所だけでなく支所においても窓口相談業務を充実・強化します。
- ・ 関係機関との堅固な連携を維持し、再生支援融資を推進します。また、二次破綻防止のため、保証後のモニタリングを実施することにより再生計画の進捗を管理し、フォローアップを行います。

③ 適正保証及び各種保証制度の推進

- ・ 公平・平等・公正な審査に徹し、反社会的勢力案件については、情報の収集・把握に努めるとともに、関係機関などとも連携して徹底排除します。
- ・ 原材料価格高騰対応等緊急保証（以下、「全国緊急」という。）は、国の緊急経済対策として平成22年3月までの期間限定で実施されており、中小企業者の資金ニーズに迅速に応えられるよう全力で取り組みます。
- ・ 京都府・京都市協調4制度を推進の柱とし、創業関連保証、特定社債保証、流動資産担保融資保証などの政策保証も、必要とする企業に対し積極的に推進します。また、金融機関との提携保証スーパータイムリーや保証協会団信も引続き推進します。
- ・ 新規保証利用先の開拓を進め、保証利用率（浸透度）の向上を図ります。

④ 目利き能力の向上

- ・ 中小企業の事業所などへの実地調査、現地確認を積極的に行い、財務諸表だけでは捉えることができない企業の技術力、経営者の資質などを見極めることができるよう、職員の目利き能力向上を図ります。
- ・ 中小企業診断士、協会資格検定などの業務に有用な資格取得を促し、人材育成に努めます。

⑤ 利便性向上に向けた努力

- ・ 中小企業者の保証協会利用の利便性を高め、協会リピーターの確保に努めます。
- ・ 広報活動を充実させ、中小企業者や関係諸機関に協会についての理解を得られるように努めます。
- ・ 中小企業者向けアンケートを実施し、中小企業者のニーズを把握します。
- ・ 効率的で迅速な事務処理を目指し、引続き将来を見据えたコンピュータ共同化の推進に努めます。

2. 回収の合理化・効率化

- ・ 求償権債務者の実態把握に努めるとともに、実態に則した回収を行います。
- ・ 無担保求償権の増加に対応するため、求償権の返済実績の有無や代位弁済後の経過年数など、求償権の内容に応じた分類別債権管理を行う体制を整備・推進します。
- ・ 安定的な回収を図るため、定期回収の拡大に努めるとともに、効率的な回収を目指し、協会サービスの活

用拡大や求償権整理に積極的に取組みます。

3. コンプライアンス態勢の充実・強化

- ・ 公的機関として保証協会に求められるコンプライアンス態勢の更なる充実・強化に努めます。
- ・ 個人情報保護法の遵守とともに、顧客情報の更なる保護・管理に努めます。